

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩 国 市 長 福 田 良 彦

市町村名 (市町村コード)	岩国市 (35208)	
地域名 (地域内農業集落名)	郷地域 (郷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

郷地域は、錦町の南西に位置する山間部で、農用地面積は6.9haで、内訳として田が6.4ha、畑が0.5haとなっている。

地域内では、新規就農者1者(1法人)の担い手が通い耕作者として存在しており、農地を集積し、サツマイモを栽培行っている。しかし、集落内在住者で水稻栽培をしている農家は1名となり、その他自家用野菜の栽培を行う農家が数人いる状況である。人口も9世帯14人と減少しており、内70歳以上が9人という高齢化となっており、後継者の確保が課題となっている。また、獣害が深刻であり、特に猿の被害が大きく、防護柵や捕獲檻を設置し、地域と猟友会が協力して対策を行っている。

新規就農者は、規模拡大の意向はあるが、耕作可能な条件が良い農地が少なく、荒廃地を耕作可能な状態にするにも経費が高額となるので、対策が必要と感じている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

通い新規就農者への支援による営農の継続化。
担い手のニーズに合わせた圃場条件の改善検討。
農用地や農業施設等の維持・管理には、中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、適切な農地の維持管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の話し合いにおいて、高齢化等の理由により貸付意向は多数で、農地中間管理機構を活用し担い手へ集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
高齢化が進んでおり、経営規模の縮小または、離農する農業者が増えてくると見込まれるため、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸付し、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
一部で排水対策や水路の補修等が必要な個所があるため、状態に応じて個別に対策・修繕を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当エリアは、既存の担い手による営農の継続及び拡大に主眼を置くとともに、体験農業等を通して新たな担い手の確保を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当エリアには農業支援サービス事業者が不在。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①猿による農業被害が大きいため、地域と行政が連携し対策を講じていく。
 ④サツマイモ栽培を行う圃場では、畑地化を行い生産率の向上と安定を図る。
 ⑦中山間等直接支払交付金事業の該当農地においては、適切な農地の維持管理を行う。
 ⑩共同利用機械の維持管理、更新を行っていく。